

危険ごみの名称変更及び刃物類の分別区分変更について

1 背景

平成27年4月から、ごみ処理施設及びごみ収集車での火災事故の原因となるスプレー缶や使い捨てライター、充電式電池等、収集作業に危険が伴う刃物類を一括して「危険ごみ」として分別区分を新設し、現在まで運用しているが、「危険」のイメージが先行してしまい、割れたガラスや陶器などが「危険ごみ」として不適正排出されている。また、近年急速に普及しているモバイルバッテリーは、「危険ごみ」として排出するよう周知を行っているが、見た目がプラスチックであることで「危険」なイメージが浸透せず、「危険ごみ」として排出されていない。

2 変更内容について

- ①分別名称を「危険ごみ」から「発火性危険ごみ」に変更する。
- ②現状「危険ごみ」の区分にある「刃物類」は「金属類」に分別区分を変更し、今後「刃物類」は「金属類」として排出する。

変更前

【危険ごみ】



変更後

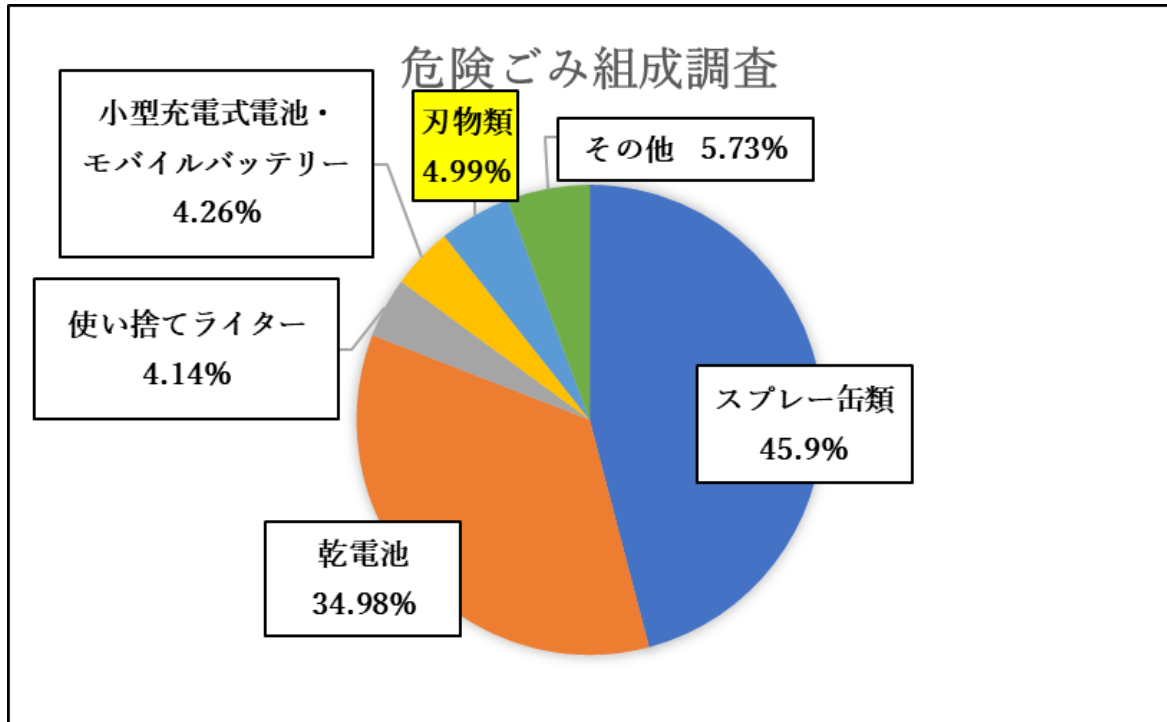
【発火性危険ごみ】



3 見込まれる効果

- ・市民にとって「火が出る」「はれつ」というイメージから分別のイメージがしやすくなることで不適正排出を減少させることができる。
- ・刃物の分別区分を変更することにより、危険ごみの処理量が減るため、危険ごみの処理費を削減することができ、刃物類は金属として売却を行うことができる。

【参考】



4 実施開始時期

令和7年1月から

5 周知方法

- ・広報こまき（１２月号） ・市ホームページ
- ・各種市公式 SNS（Line、X、Facebook） ・さんあ〜るアプリ
- ・出前講座にて随時 ・宅地建物業取引協会への周知依頼
- ・全国不動産協会への周知依頼
- ・宅地建物業取引協会で網羅できない業者に直接配布
- ・資源・ごみの分け方と出し方、資源・ごみの分別早見表（令和６年１２月頃発行予定）
- ・資源・ごみ収集カレンダー
- ・啓発チラシ作成及び配布